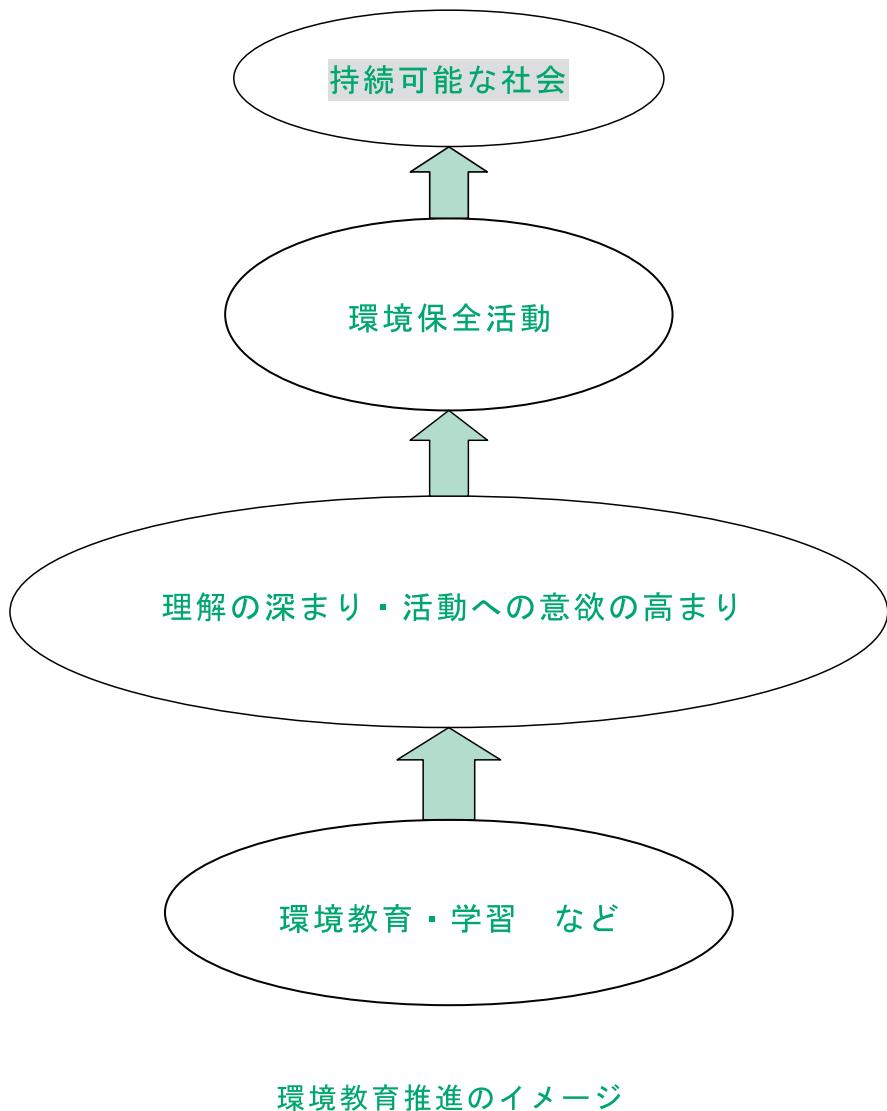


2 環境教育・学習基本方針の策定にあたって

(1) 目的

「茨木市環境教育・学習基本方針」（以下、「基本方針」という。）は、社会を構成する市民（家庭・地域）、学校園、保育所・園、市民活動団体、事業者、市（行政）などの様々な主体が持続可能な社会の構築に向けての社会の諸課題を自らの問題としてとらえ、その解決のために自発的に参加・連携し、それぞれの役割を果たしつつ、協働によって環境教育・学習や環境保全活動を継続的に進めていくためのより効果的な考え方や方向性を示すことを目的としています。



この基本方針では、国の「環境教育推進法」（※4）、同基本方針及び「大阪府環境教育等推進方針」を踏まえ、茨木市の地域特性や、環境教育・学習のこれまでの実績をもとに、環境教育・学習のあり方を示すとともに、様々な主体の協働によって環境教育・学習を進めていくために各主体の役割や必要な取組等を定めます。

※4 「環境教育推進法」

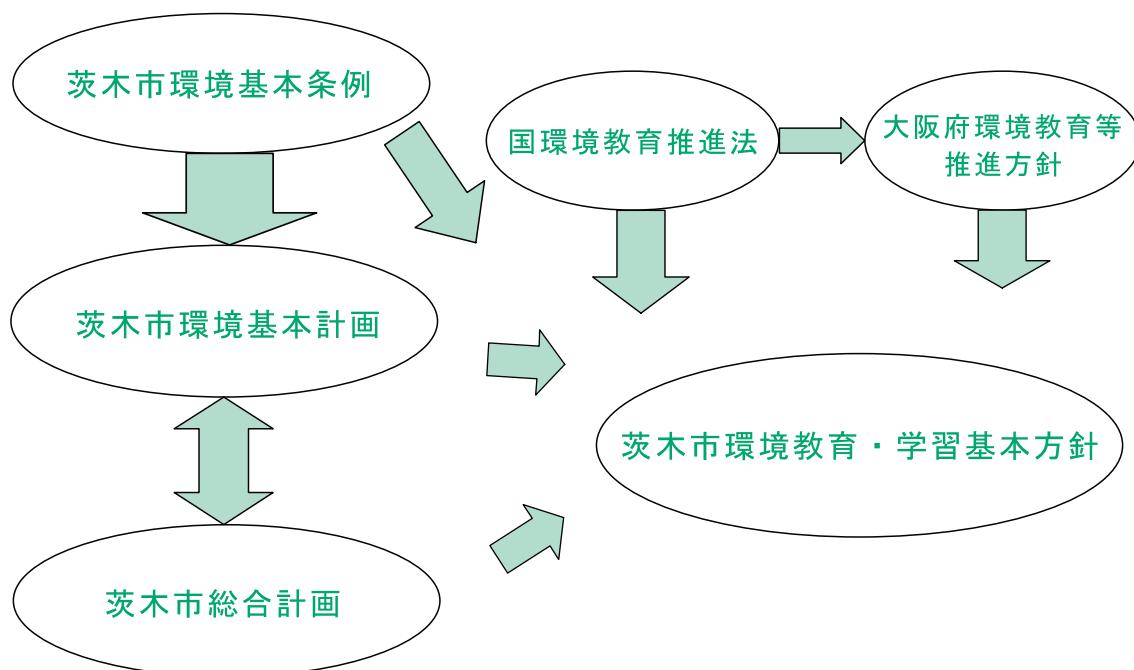
環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律（平成 15 年 7 月 25 日法律第 130 号）。持続可能な社会を構築するため、環境保全に関する情報提供・環境保全に関する体験機会の提供・環境保全に関する教育及び学習などの推進に必要な事項を定め、現在及び将来の国民が健康で文化的な生活を確保することを目的として、環境省・文部科学省・経済産業省・国土交通省が所管となって施行されました。

(2) 位置づけ

この基本方針は、「環境教育推進法」第 8 条及び「茨木市環境基本条例」第 18 条を根拠とし、環境の保全のための意欲の増進及び環境教育を推進するため策定するもので、茨木市の地域にふさわしい環境教育・学習を進めて行く上での考え方と具体的な方向性を定めるものです。市民（家庭・地域）、学校園、保育所・園、市民活動団体、事業者、市（行政）は、この基本方針に基づき、環境教育・学習を各主体が協働して総合的かつ体系的に推進していきます。

また、この基本方針は、「茨木市環境基本計画」や「茨木市総合計画」等の関連計画に定めた環境教育・学習に関する事項と、相互に連携・調整を図っていくものです。

茨木市環境教育・学習基本方針の位置づけ



(3) 基本方針における「環境」及び「環境教育」等の定義・意義

「環境」という用語は、包括的な概念を指すもので、多様な意味に用いられており、定義することは容易ではありません。

そこで、この基本方針が対象とすべき「環境」の範囲を、「茨木市環境基本条例」上の範囲と同様のものとし、この方針で特に定義しない限りは、「環境基本法」第2条及び「茨木市環境基本条例」第2条の規定（※5）と同じものとします。

次に「環境教育」について、「環境基本法」ではその第25条（※6）で国としての環境教育・学習の振興を図ることを法的に位置づけています。

また、平成11年12月に、今後の環境教育・学習の施策のあり方について、国の中央環境審議会から「これから環境教育・環境学習－持続可能な社会をめざして－」と題する答申が行われましたが、その答申では、環境教育・学習の意義を「環境に関心を持ち、環境に対する人間の責任と役割を理解し、環境保全活動に参加する態度や問題解決に資する能力を育成することを通じて、国民一人ひとりを「具体的行動」に導き、持続可能なライフスタイルや経済社会システムの実現に寄与するもの」と位置付け、環境教育・学習は、「人間と環境との関わりについての正しい認識にたち、自らの責任ある行動をもって、持続可能な社会の創造に主体的に参画できる人の育成をめざすもの」と定義しています。

本市の基本方針における「環境教育」は、上記の「環境の範囲」や「環境教育・学習の意義」を踏まえ、また、「環境教育推進法」第2条3項の規定を受け「環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習」とします。

なお、「環境教育」という言葉は、「環境教育推進法」のように「教育及び学習」をまとめて「環境教育」という趣旨の規定をしていることに見られるように、単に「教え、教わる」ことだけでなく、「学ぶ」ことも含まれていますが、本「基本方針」では、「教育」の受け手として行われる「学習」という意味と自然とふれあうことなど環境と関わる自らの活動を通じて自発的に行われる「学習」という意味の双方を持つものです。環境の保全についての理解を深めるためには、特に、後者の「学習」が欠かせないことを考慮し、「学習」を特に明記し、「茨木市環境教育・学習基本方針」とします。

※5 「環境」の定義（範囲）

ここでは、「茨木市環境基本条例」が対象とすべき「環境」の範囲と同様とします。本条例では、「環境」の範囲は、環境施策に関するその時代の社会的認識などの変化に伴って移り変わっていくものとし、ただし、その範囲には、経済環境や福祉に係る環境などは含まないものとしています。

※6 環境基本法第25条

「国は、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに環境の保全に関する広報活動の充実により事業者及び国民が環境の保全についての理解を深めるとともにこれらの者の環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするために、必要な措置を講ずるものとする。」としています。

(4) 茨木市の環境の特色

① 自然環境

本市は、淀川の北、大阪府の北部に位置し、丹波高原の一部をなす老の坂山地の麓にあります。東西10.07km、南北17.05kmの東西に短く、南北に長い地形をしており、およそ北半分は、老の坂山地、南半分は大阪平野の一部をなす三島平野にあります。

市域南部では市街化が進む一方、北部では山林、農地等の利用が主となっていますが、農地の割合は近年減少傾向にあり住宅地などの市街地に転換される傾向が続いている。

北部の豊かな山林や、そこを水源とし市内を流れる河川が、市域の中に、様々な自然環境をもたらしており、その保全・活用が重要となっています。

② 都市環境

本市は、現在も人口がわずかに増加を続けていますが、家族形態の変化に伴い、世帯当たり人口の減少傾向が伺えます。また、65歳以上の高齢者人口比率は近年増加していますが、大阪府平均よりも低い水準で推移しています。通勤通学のための流入人口は多く、本市としては、昼夜間人口比率（※7）は90%台となっています。

北大阪地域の中では、経営耕地面積、工業出荷額、卸売商業販売額の水準が高く、小売業販売額も比較的多い値を示しています。また、市内における企業や事業所の努力により、市の税収に占める法人税収の割合も比較的高い割合となっています。

本市は、居住機能と就業・就学の機会がバランスよく存在し、総合的な性格を持つ都市として均整のとれた都市活動が行われています。

しかし、都市化の進展に伴い、市民生活や事業活動による環境負荷の増大、舗装面の拡大や緑の減少等により、京阪神地域のなかにある本市でも、都市の温暖化ともいべきヒートアイランド現象（※8）が起こっています。

また、本市西部に位置する国際文化公園都市「彩都」は、研究開発施設の立地が進み、総合機能都市として整備が進んでいます。

なお、本市では環境にやさしい循環型社会の実現をめざし、環境負荷低減のため様々な取組を進めていますが、なかでも、本年4月から、ごみの減量化をより推進するため、「ごみ袋の透明化」と「資源物の分別収集の細分化」を実施しています。

※7 昼夜間人口比率

夜間人口（常住人口）に対する昼間人口（夜間人口に従業や通学などにより他地域から流入した人口と他地域へ流出した人口の差を加えたもの）の割合をいいます。

※8 ヒートアイランド現象

都市域において、人工物の増加、地表面のコンクリートやアスファルトによる被覆の減少、さらに冷暖房などの人工排熱の増加により、地表面の熱収支バランスが変化し、都心域の気温が郊外に比べて高くなる現象をいいます。



市の花「バラ」



市の花「カシ」